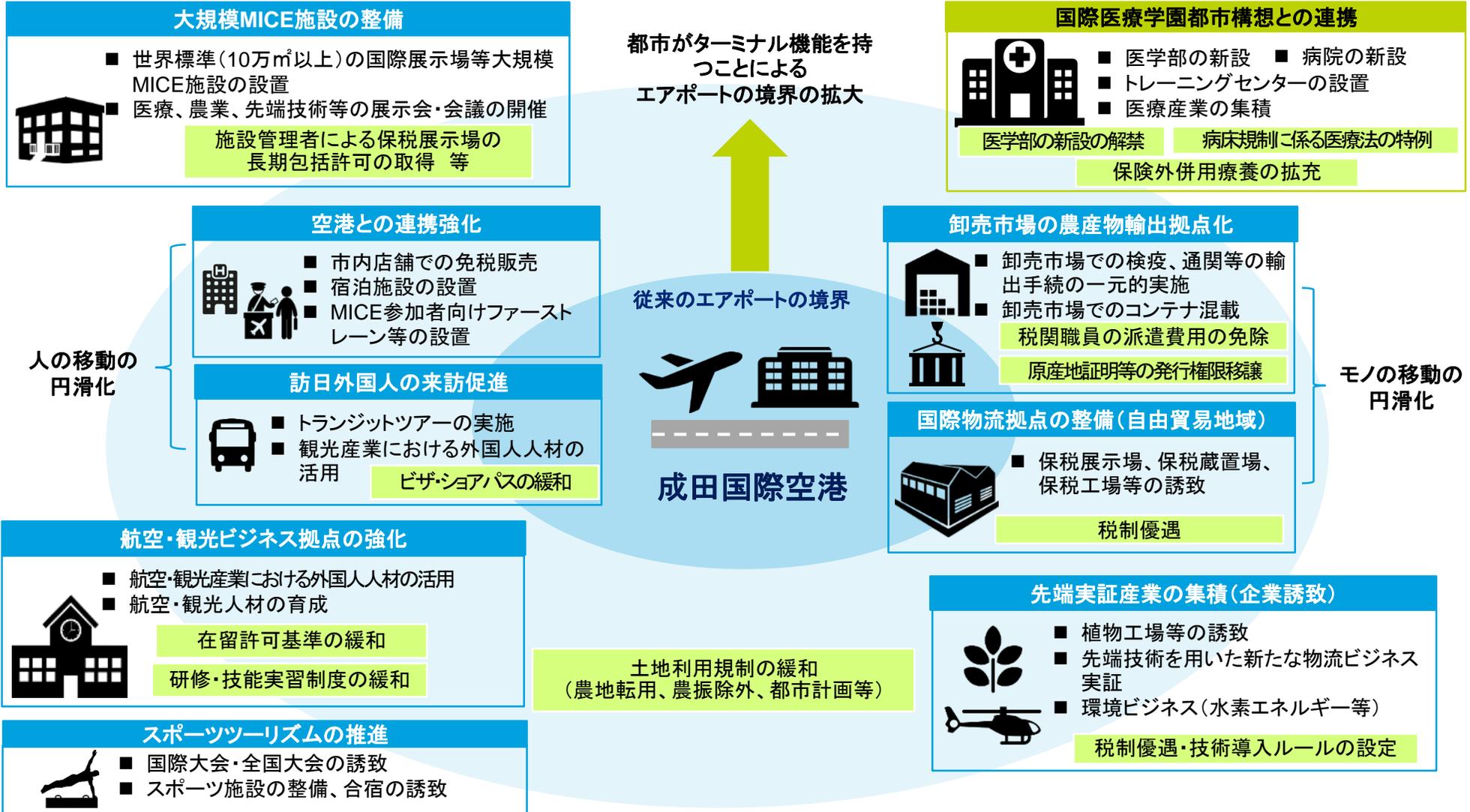




成田国際空港と都市との融合により、世界最先端の産業に触れ、洗練されたレジャー・文化を堪能できる世界の結節点

主な規制改革事項



技能実習制度・在留資格にかかる規制緩和について関係省庁と協議を実施

事業の目的

- 現在、航空業界においては、パイロット、整備士、グランドハンドリングスタッフ等の人材が不足しており、外国人人材の活用や航空人材の育成が課題となっている
- 就業ビザの資格要件・技能実習制度を緩和することにより、航空産業において外国人の雇い入れ、外国人も含めた航空人材の育成を促進する

推進状況及び成果

- 技能実習制度を活用した航空・観光産業における外国人人材の活用促進
 - ✓ 技能実習制度では初となるグランドハンドリング業務における技能実習を平成27年12月に開始(全日空×ミャンマー)
 - ✓ 今後は、業務・試験内容について関係省庁・機関と調整し、グランドハンドリング業務の技能実習2号職種への追加(実習期間:3年間)を目指す
- 在留資格緩和による航空・観光産業における外国人人材の活用促進
 - ✓ 航空機パイロットの在留資格「技能」取得における1,000時間の実務経験(飛行経歴)要件が250時間に変更された
 - ✓ 航空機パイロットの配偶者については、法務省と協議した結果、「航空機パイロットについては、高度人材ポイント制「高度専門・技術活動」の対象となり、配偶者の就労労働時間制限がなくなる等の以下の優遇措置が受けられる。」との結論を得た。
 - ①複合的な在留活動の許容 ②「5年」の在留期間の付与 ③在留歴に係る永住許可要件の緩和 ④配偶者の就労
 - ⑤一定の要件を満たすことによる親及び家事使用人の帯同 ⑥入国・在留手続の優先処理
 - ✓ その他、航空人材(グラハン業務、CA、グランドスタッフ)・観光人材(ホテルスタッフ)の在留資格にかかる規制緩和については、関係省庁との協議の結果、解決済み。(次ページに詳細を記載)

在留資格にかかる規制緩和要望への対応状況(平成28年8月現在)

規制緩和項目	規制緩和要望への対応状況
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">航空人材</p> <p>「技能」又は「人文知識・国際業務」内に、グランドハンドリング業務を位置づける</p> <p>「人文知識・国際業務」内に、CA、グランドスタッフ業務を位置づける</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「グランドハンドリング業務において、個人の行う作業が高度であり、かつ具体的なキャリアアップの流れがあることを詳細に説明することにより、現行制度内で認められる。また、キャリアアップの期間は相応のものであれば、構わない」旨、法務省より回答を得た。 ■ 下記の通り、法務省より回答を得た <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人文知識・国際業務で認められる具体例では、 <ul style="list-style-type: none"> ① 本邦の大学院・大学卒業のみ記載しているが、海外の大学も認める ② 給与の額が25万円・20万円と高めに記載しているが、日本人と同等以上であれば認める ➢ 『「人文知識・国際業務」に該当する活動として認められる業務の典型的事例』はあくまで【例示】であり、最低基準を示すものではない。在留資格は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令に規定する範囲内で認められる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">パイロット</p> <p>航空機パイロットにおける技能ビザ取得にかかる1,000時間の飛行経歴要件を緩和する</p> <p>「家族滞在」の在留資格において、週28時間の就労労働制限を撤廃する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1,000時間の飛行経歴要件が250時間に変更された(上陸基準省令の改正) ■ 「航空機パイロットについては、高度人材ポイント制「高度専門・技術活動」の対象となり、ポイントの点数を満たした場合には、配偶者の就労に係る優遇措置を受けられる」旨、法務省より回答を得た。 ⇒ <u>高度人材と認められた者の配偶者については、就労労働時間の制限が撤廃される。</u>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ホテルスタッフ</p> <p>「人文知識・国際業務」内に、ホテルスタッフ業務を位置づける</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「入管での在留資格許可申請の際に、ベルからフロントに数か月で移行するような、近い将来の業務が高度となるキャリアプラン等を示すことで許可することが可能」旨、法務省より回答を得た。

観光庁、NAAと連携したトランジットツアーを開始

事業の目的

- 成田でのトランジット旅客・最終宿泊をターゲットとした観光施策の実施による、市への訪日外国人の増加・満足度向上及び対外的プレゼンス向上を図る
- トランジット空港としてのPR、成田市内への観光客誘致、訪日リピーターの確保を図る

推進状況及び成果

「Narita Transit Program」トランジットツアーの開始

- ✓ 平成26年9月に「トランジット旅客の訪日観光促進協議会」を設置し、平成27年3月1日よりボランティアガイド(397人)を活用した「Narita Transit Program」トランジットツアーを開始

【ボランティア同行型(全行程ボランティアガイド同行)】

- ①成田市:成田山新勝寺と成田山表参道で日本文化体験
- ②芝山町:航空科学の歴史発見と航空機操縦体験
- ③多古町:日本人のふるさとの原風景“里山体験”



【セルフツアー型(ガイドは同行せず、参加特典等付与)】

- ④イオンモール成田:イオンモール成田でショッピング&わくわくの「WA」体験
- ⑤酒々井プレミアム・アウトレット:ショッピングバスツアー



ビザ発給、寄港地上陸許可(ショアパス)の緩和を提案

- ✓ 成田空港をトランジット利用する外国人に対し、最先便でなくてもショアパスを発給するよう提案
- ✓ ショアパスについては、徐々に緩和が進められており、今後もその動向を注視する

空港検査場の全面運用化及び空港検問のノンストップゲート化の実現など

事業の目的

- 従来空港に閉じていた機能を空港後背地である市内に拡大し、空港と市との連携を強化することで、国内外旅行者・MICE参加者の誘致活動促進を図る
- 空港の利便性の向上促進により、訪日外国人の増加及び満足度向上につなげる

推進状況及び成果

入国管理体制の強化: 審査場の2箇所オープン化を実現

- 平成27年4月より到着便が特に混み合う毎日午後1時ごろ～午後5時について審査場を2箇所(Aゾーン、Bゾーン)オープン化を実現

空港の検問(セキュリティチェック)のノンストップゲート化

- 成田空港入港時の身分証確認を伴う検問から、監視カメラシステム等による追跡に切り替える「ノンストップゲート化」を開始。車の入場ゲートや駅改札口後ゲートのすべてで一斉にノンストップ化され、立ち止まらずそのまま通過できるようになった。

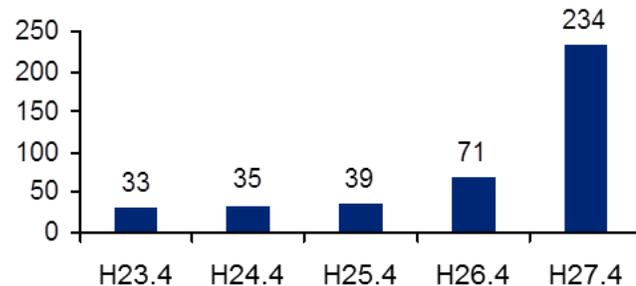
ファーストレーンの設置

- 平成27年度の政府予算の中で、観光客の誘致にも対応としてファーストレーンの設置を予定。
- 国際会議の参加者などの入国手続きを迅速化することで、再訪問につなげることが狙いであり、成田空港において導入された場合、日本国内の空港では初めての導入となる。

空港後背地における免税店の拡大

- 成田市を含む空港後背地において免税店が増加

— 成田税務署管内(*1) 輸出品物販売場(免税店)推移 —



(*1)成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡(酒々井町、栄町)

出所: 東京国税局課税第二部消費税課提供資料

民間事業者との対話による空港連携型MICEの可能性を探索していく

事業の目的

- 国際医療学園都市構想における医療産業集積や、先端実証のショーケースの場としてMICE施設の整備・活用を図る

推進状況及び成果

- 国土交通省補助金を活用し、PPP、PFIにより、大規模MICE施設を設置する場合の条件整備に関する調査を実施（平成26年度）
 - ✓ MICE施設の規模別・スキーム別に経済波及効果・財政負担額の相場を把握

		整備・運営スキームのパターン			
		イニシャル負担なし型	イニシャル半額負担型	イニシャル全額負担型	
MICE 施設規模・仕様	パターンⅠ 10,000㎡	初期費用	なし	36億3,000万円	72億6,000万円
		財政負担額計	145億5,700万円	123億6,200万円	87億3,500万円
		運営期間	7億2,700万円/年平均	4億3,600万円/年平均	7,300万円/年平均
		経済波及効果	約100億円/年		
	パターンⅡ 50,000㎡	初期費用	なし	181億5,000万円	363億円
		財政負担額計	727億8,900万円	618億1,000万円	436億7,500万円
		運営期間	36億3,900万円/年平均	21億8,300万円/年平均	3億6,800万円/年平均
		経済波及効果	約500億円/年		
	パターンⅢ 100,000㎡ +国際会議場	初期費用	なし	370億2,600万円	740億5,200万円
		財政負担額計	1,493億2,200万円	1,273億6,800万円	902億3,200万円
		運営期間	74億6,600万円/年平均	45億1,700万円/年平均	8億900万円/年平均
		経済波及効果	約1,000億円/年		

(1)年間あたり展示会回数15回(想定稼働率30%)を想定

(2)運営期間は、20年として試算

(出所):平成26年度エアポートシティ形成に係る大規模MICE施設等事業化検討調査

卸売市場の輸出拠点化に向け、輸出手続きのワンストップ化に向けた規制緩和を実現

事業の目的

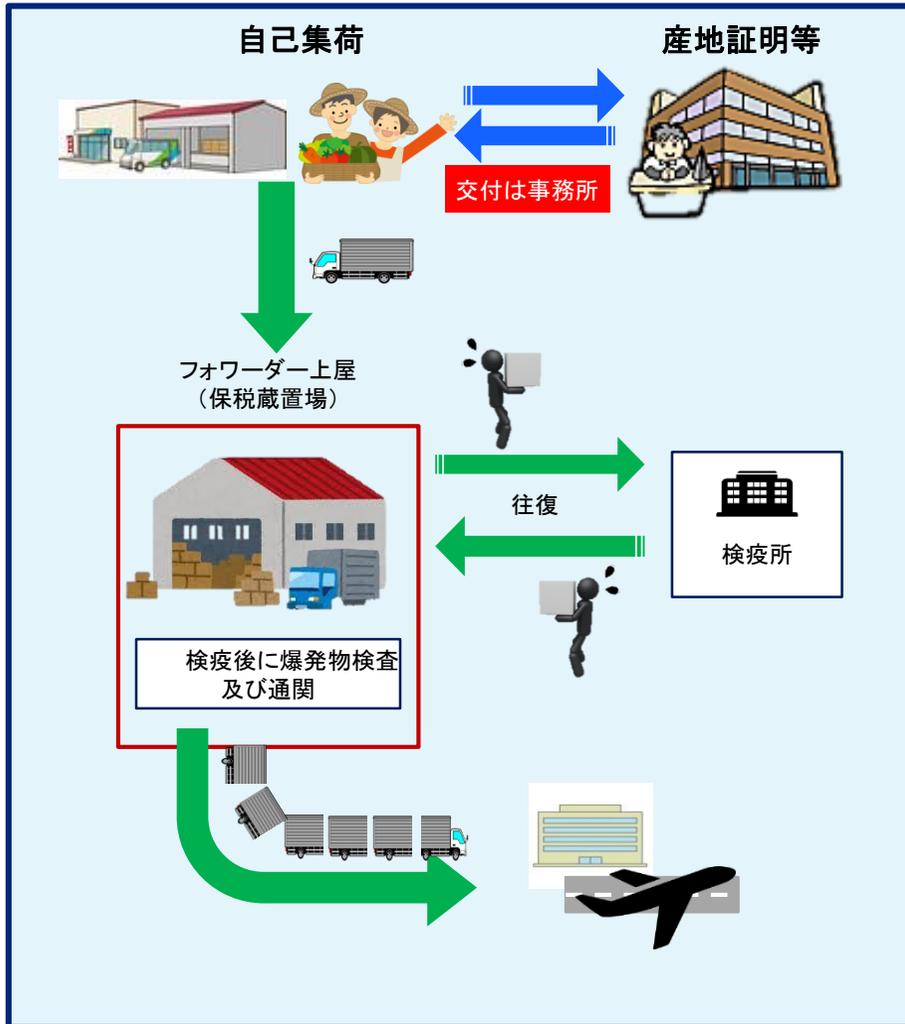
- 成田国際空港の立地と国際線ネットワークを生かし、農林水産物の輸出拡大を図るため、成田卸売市場を活用した輸出拠点整備（検疫・通関等の輸出手続きのワンストップ化）と国内産地とのネットワーク強化を目指す

推進状況及び成果

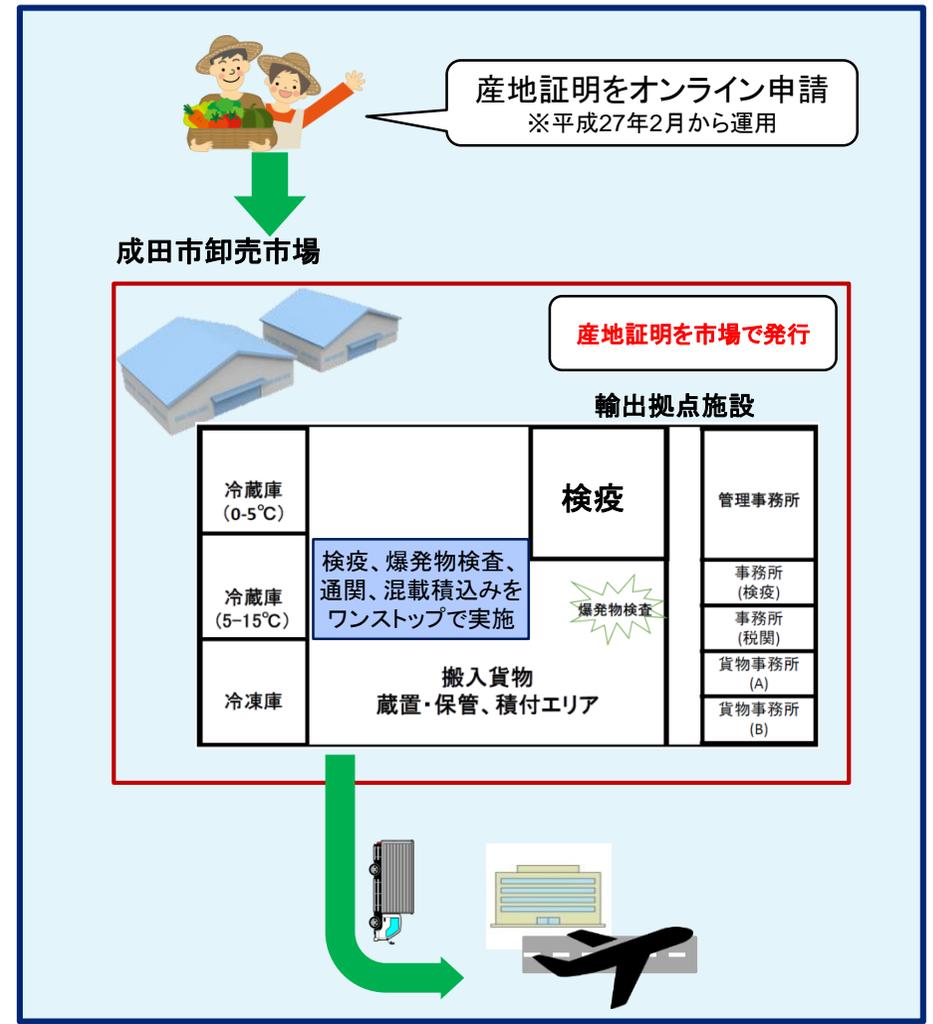
- 平成26年10月に「成田市場輸出拠点化研究会」を設立⇒平成27年3月に「成田市場の輸出拠点化プロジェクト」を取りまとめ
 - ✓ 重点ターゲットの設定、輸出手続きのワンストップ化のための規制緩和、産地とのネットワーク化、情報提供／商談及び決済のワンストップ化、市場のブランド化の方針策定
- 検疫・通関等輸出手続きのワンストップ化を実現
 - ✓ 輸出手続きのワンストップ化の実現のため、以下の項目について関係省庁の了承を得た
 - 成田市場への植物防疫官及び税関職員の無償派遣
 - 成田市場での産地証明・放射線物質の測定結果に関する証明の発行及び爆発物検査の実施
 - ✓ イギリスへの農産物輸出の実証実験を実施
 - イギリスへの農産物輸出の実証実験において、市場内で輸出手続きをワンストップで行うことにより、3日以内で手続きが可能となった
- 輸出拠点化の具体化に向けた予算獲得、協議会の発足
 - ✓ 「成田市場輸出拠点化推進協議会」を発足（平成27年3月）
 - ✓ 実証化事業に「（農林水産省）国際農産物等市場推進計画策定事業補助金（1,750万円）」交付決定。（平成27年11月にイギリスで実証実験実施）

輸出手続きを市場内に集約することで、輸出手続き(輸出証明書申請から通関終了まで)の迅速化・負担軽減を実現する(現状4~7日⇒3日程度へ)

現状



将来像



ドローン実証実験の提案及び関係者協議を実施、企業誘致条例の改正を実施

事業の目的

- 成田の“地の利”を活かしたドローン実証実験を梃子とするドローン関連産業の集積
- 日本を代表する国際空港で実験を行うことにより、海外からも注目を集める先端技術のショーケース化を図る
- 税制上の優遇装置による、先端実証産業、物流業、宿泊業等の進出の促進

推進状況及び成果

- **近未来技術実証特区を申請(平成27年2月)**
 - ✓ ドローン実証実験を可能とする特区として、近未来技術実証特区に申請
- **国内ドローン研究第一人者である千葉大学野波研究室と連携し、ドローン実証実験の具体化についてNAA・国と協議中**
 - ✓ 野波研究室、NAA、国土交通省(航空局、空港事務所)及び成田市で、ドローン実証実験に関する四者協議を開催
 - ✓ 内閣府及び国土交通省に対し、空港の運用時間外を活用した実験を提言
 - 「空港内でのドローン実証実験を行うのはドローンに関する飛行ルールが周知された後が望ましい。」との意見を頂いた。
 - ✓ 平成27年11月17日に航空法施行規則の一部を改正する省令等が制定されたことにより、ドローンの実証実験にかかる飛行許可等の基準が明確化された
- **成田市企業誘致条例改正による優遇措置対象企業の拡大**
 - ✓ H27年4月より本社誘致の対象に中小企業の特例を設定(原則100名以上の本社雇用が必要なところ、中小企業は50名以上)
 - ✓ 一定規模以上の工場等を誘致する区域を工業団地から市内全域に拡大
 - 植物工場の設置や、物流業、宿泊業(ホテル等)についても優遇措置の対象となった